

令和元年度八峰町一般会計予算における消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

八峰町の令和元年度一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会補償財源化分) 52,000 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,472,143 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 【単位:千円】

事業名		令和元年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	253,698	189,694	0	0	4,157	59,847
	高齢者福祉事業	68,705	192	0	5,093	4,119	59,301
	児童福祉事業	652,588	77,788	298,500	2,565	17,778	255,957
	小計	974,991	267,674	298,500	7,658	26,054	375,105
社会 保険	国民健康保険事業	72,754	39,972	0	0	2,129	30,653
	後期高齢者医療事業	140,564	25,065	0	0	7,501	107,998
	介護保険事業	180,351	1,513	0	0	11,615	167,223
	小計	393,669	66,550	0	0	21,245	305,874
保健 衛生	医療給付事業	86,458	30,600	0	0	3,628	52,230
	疾病予防対策事業	17,025	0	0	495	1,074	15,456
	小計	103,483	30,600	0	495	4,701	67,687
合計		1,472,143	364,824	298,500	8,153	52,000	748,666

※社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用